

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 5 月 18 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

- 1 措置を講じた部署 市民環境部 市民課、医療保険課、環境整備課、
環境対策課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

市民課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 収納金の払込みについて</p> <p>飯塚市会計規則第 18 条第 1 項において、収納金の払込みについては、「出納員又は現金取扱員が収納した現金は、即日払込簿又は納付書により公金取扱機関に払い込まなければならない(略)。」第 2 項では「前項の規定によりがたい場合は、同項の現金を、金庫又は施錠できる保管庫を利用する等確実な方法により保管し、同項に規定する日後において最初に出納員の所属課が業務を行う日であつて、かつ、公金取扱機関が営業する日までに払い込まなければならない(略)。」と規定されている。</p> <p>市民課では住民票の写し等の交付に係る手数料を、自動券売機を使用して収納しているが、自動券売機の精算を週に 1 回しか行っていない。このことは、会計課が令和 4 年 11 月に公金等取扱調査を実施し、市民課に対し自動券売機の精算頻度の見直しを行うよう指摘していたが、今回の定期監査の時点では改善されていなかった。</p> <p>収納金の払込みは、毎日行うことが原則であることを再確認し、飯塚市会計規則に則った事務処理を行うこと。</p>	<p>住民票の写し等の交付に係る手数料について、令和 5 年 4 月より自動券売機の精算を週に 1 回から週 2 回に改めました。</p> <p>なお、今年度中に自動券売機の更改を予定しており、集計機能の強化によりさらに精算回数の増加が可能です。</p>

医療保険課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 国民健康保険給付費の返還請求事務について</p> <p>(1) 返還請求事務について</p> <p>本市の国民健康保険（「以下、国保」という。）被保険者が、国保の資格喪失後に、国民健康保険被保険者証を使用し医療機関等を受診した場合（以下「受診者」という。）、本市が医療機関等に支払った給付費</p>	<p>(1) 返還請求事務につきましては、早急に事務を進め、令和 5 年 4 月中に返還請求通知書及び納付書を送付いたしました。</p> <p>今後は、事務の遅延が生じることがないように令和 5 年度より事務分担</p>

について、民法第 703 条による不当利得として、返還を求める事務が発生する。

この事務は、資格喪失後の受診者が受診した医療機関に連絡を行い、同意が得られたものはレセプト返戻を行っているが、同意が得られなかったものは、医療保険課より受診者へ返還金請求を行なっている。

上記事務について、受診者への返還請求事務が滞っていたため、担当者に事情聴取を行ったところ、「資格喪失日及び医療機関への確認を行う等事務が複雑であり、それまでの事務に時間を要し、受診者への返還請求事務までに至っていない。」との回答であった。

返還請求事務を怠ることは、返還金を請求された者とされなかった者との公平性を欠くことに繋がるとともに、市民の信頼を失墜させることにもなりかねないため、対策を講じること。

また、事務の遅延及び進捗状況が確認できるよう、課内体制の見直しを検討する等、適切な事務処理が行われるよう早急に対処すること。

(2) 債権管理について

調定は、調定額が確定した時点で速やかに作成するものであり、現年度に収入未済となったものは、翌年度の調定額に繰り越すこととなっているが、不当利得による国民健康保険給付費について、令和 4 年度の滞納繰越調定が作成されていなかった。

また、返還金の債権管理においては、債権管理台帳が未整備となっている等正しく行われていなかった。

今後は、速やかに調定を行うとともに、飯塚市債権管理条例等に基づき徴収事務を怠ることなく、適切な債権管理を行うこと。

の見直しを行いました。また、作成しているマニュアルやフロー図を活用し毎月の進捗管理を徹底しながら、課内職員での応援体制をさらに強化し、適切な事務処理を行ってまいります。

なお、返還請求事務補助者である会計年度任用職員が確保できておらず、引き続き人事課と調整を行いながら、早期の人員確保に努めてまいります。

(2) 令和 4 年度収入未済となったものは、令和 5 年 4 月 1 日付けで滞納繰越分として調定を作成するとともに、滞納者に対し 4 月 10 日付けで医療費返還について通知及び納付書の送付を行いました。

また、債権管理台帳につきましては、飯塚市債権管理条例施行規則に則った債権管理台帳を令和 5 年 3 月に整備いたしました。

今後は、年度切替後、速やかに確定額で調定を作成するとともに、適切な債権管理を行ってまいります。

2 第三者行為による被害にかかる求償事務について

第三者行為による損害賠償請求権は、国民健康保険法第 64 条第 1 項の規定に基づき、交通事故その他の第三者行為によって生じた負傷等で、被保険者が診療を受けた

令和 3 年度及び 4 年度における未回答者（60 名及び 66 名 計 126 名）については、令和 5 年 2 月～3 月に電話及び文書により全件追跡調査を行い

<p>場合、保険者は保険給付した金額について、被保険者に代わり、その第三者に対して損害賠償を請求する権利であり、この請求権の取得行為は、保険給付の適正な執行及び医療費適正化に取り組むための重要な事務の一つである。</p> <p>医療保険課においては、骨折、打撲などの傷病名及び救急搬送の状況等から、第三者行為によるものであると疑義がある対象者を毎月抽出し、該当の有無について対象者へ文書で照会、該当する場合は対象者から被害届を提出させている。</p> <p>事務処理の状況を確認したところ、対象者への文書照会は毎月行っているが、令和3年度から未回答者に対する追跡調査を実施していなかった。</p> <p>今後、未回答者に対する対策を講じるとともに、事務の遅延及び求償漏れが生じることのないよう進捗管理を徹底し、課内体制の見直しを検討する等、迅速かつ適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>ました。</p> <p>今後は、事務遅滞及び求償漏れが生じることのないよう業務の進捗状況の確認を徹底し、課内職員での応援体制を図ることで未回答者への対策を講じてまいります。</p>
<p>3 保険給付にかかる決定通知について</p> <p>国民健康保険法第91条第1項によれば「保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができる。」とされている。</p> <p>医療保険課が被保険者に対して発行した高額療養費支払資金貸付決定通知書において、審査請求ができる旨が教示されていなかった。</p> <p>速やかに通知内容を見直し、その旨教示すること。</p>	<p>本件につきましては、令和5年3月より被保険者に発行する高額療養費支払資金貸付決定通知書に審査請求ができる旨の文言を追加いたしました。</p>

環境整備課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 廃食用油回収事業について (1) 契約事務について 業務委託契約事務取扱要領【設計金</p>	<p>(1) 受注者に対し、今後、業務完了報告について、当該業務完了を示す</p>

額 50 万円以下】によれば、「業務が完了したときは、業務完成（完了）届とともに、当該業務完了を示す資料や成果物を提出させること。」とされている。

しかしながら、飯塚市廃油回収業務委託において、受注者より業務完了届は毎月提出されているが、その他業務完了を示す資料の添付がないまま業務の完了を認め支払いを行っていた。

今後は、業務履行の確認ができる書類を提出させるとともに、仕様書に業務完了報告について明記するなど適正な事務処理を行うこと。

(2) 売払収入について

回収後の廃食用油の処理については、処理業者と廃食用油売買契約を締結し、引渡数量に取引単価（5 円／キログラム）を乗じた額を買取り金額として支払いを受けている。

しかしながら、契約書の取引単位が「キログラム」であるのに対し、業者から提出されている報告書の単位が「リットル」となっており、その数量を引渡数量とした金額の納付がされていた。

担当者へ確認したところ、報告書の数値はキロ換算後の数値であり、支払いを受けた金額に間違いはないとのことであったが、単位の違いは買取り金額に影響するため、今後は提出書類の確認を徹底し、適切な事務処理を行うこと。

資料や成果物を提出するよう指示し、仕様書についても、上記内容を明記し、適正な事務処理を行います。

(2) 提出書類の確認を徹底し、適切な事務処理を行います。

2 地域猫活動支援事業の実績報告について

飯塚市地域猫活動支援事業実施要綱第 12 条によれば、「地域猫活動団体は、不妊去勢手術が完了した場合には、交付を受けた手術券の有効期限の翌月 10 日までに、地域猫活動事業実績報告書を市長に提出するものとする。なお、当該手術券に残余がある場合は、市に返却するものとする。」と規定されている。

飯塚市地域猫活動支援事業実施要綱に基づき実績報告書を提出させ、適正な事務処理を行なった。

今後も、同要綱に基づき適正な事務処理を行います。

<p>しかしながら、令和3年度交付分の実績報告書は年度末にまとめて提出されており、今年度交付分については実績報告書の提出はされていなかった。</p> <p>早急に実績報告書を提出させるとともに、今後は要綱に基づき適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>3 補助金交付審査について</p> <p>飯塚市ごみネット等購入費補助金交付要綱第4条によれば、再交付要件として「同一集積場所で再交付を受けようとする場合は、前回交付を受けた日から3年を経過しておかなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、同補助金の交付を行ったもののうち1件(8月5日申請分)について、既に同月に別の申請者へ交付決定した集積場所と同じ場所での交付申請であるにもかかわらず、交付決定し補助金を交付していた。</p> <p>今後は、補助申請者に対して適切な説明を行うとともに、交付場所一覧表を作成し提出資料の確認を行うなど再発防止対策を講じ、適正な補助金審査を行うこと。</p>	<p>補助申請者に対して適切な説明を行い、集積場所の確認と、提出書類の既存の利用者名簿を改善して、重複申請にならないよう受付を行います。</p> <p>Excelで利用者の氏名及び住所を管理し、同一人及び同一住所については、警告が出るよう条件付き書式を設定し、適正な補助金審査を行います。</p>

環境対策課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 支援金の審査について</p> <p>飯塚市新型コロナウイルス感染症一般廃棄物収集運搬業務感染対策支援金の申請において、添付された車検証を確認したところ、申請日において有効期間が満了している車検証が散見されたうえ、支給対象とならない車両も1台含まれていた。至急、車検証は取り直し、支給対象外の車両の支援金は返還させること。</p> <p>今後、支援金の審査においては、添付書類の確認を徹底すること。</p>	<p>申請にあたって、業者から提出された車検証の満了日、車種の確認をせず、処理を行っていました。</p> <p>今回の指摘を受け、車検証の取り直し及び支給対象外の車両に係る支援金(1台分)についても返還手続きの処理を行い、令和5年3月3日に返還させました。今後このようなことのないよう適切な事務処理をいたします。</p>

2 備品管理について

備品について抽出確認したところ、所在不明のもの（ノートパソコン等）、廃棄したが台帳に登録が残っているもの、また、機種交換により新たに再登録をすべきところ失念している備品が確認された。

所在不明となっているノートパソコンについて、飯塚市情報セキュリティ対策基準には、情報資産・機器を廃棄する場合「復元できないように処置した上で廃棄しなければならない」と定められており、情報資産の機密保持については、より厳格な管理を行うべきものと思料する。

今後、適切な備品管理に努めること。

備品台帳に登録されたまま現存しない備品については、廃棄処理を行い、備品シール未貼付の備品には備品シールを貼付しました。

また、今後は定期的に備品の確認及び台帳と使用管理簿の照合作業を実施し、適切な備品管理を行うようにします。